

國學院大學學術情報リポジトリ

United states military manpower policy and gender : an inquiry into the context of the creation of defense advisory committee on women in the services

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Asai, Rieko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000160

米軍のマンパワー政策とジェンダー

— 「女性軍人に関する国防諮問委員会」の 設立背景について

浅井理恵子

はじめに

「軍隊の女性」はアメリカ史研究において長いあいだ等閑視されてきた。その背景には、兵士＝男性とする強力な文化的イメージの存在がある。第二次世界大戦中にアメリカ合衆国で創設された陸軍女性部隊（Women's Army Corps, WAC）を研究したマイヤーによれば、兵役に就くことが「男らしさ」の証明であり、「守る」男性と「守られる」女性という非対称なジェンダー関係が強固に築かれた文化的背景のもと、「女性」と「兵士」というカテゴリーは相反するものとして存在してきた。そのため、軍事史家のなかでも社会史に関心を持つ者は人種や階級の問題にしばしば取り組んできたといっぼう、軍隊をジェンダーの視点から分析することはほとんどなかった。また、女性史の研究者は「男性組織」である軍隊に反対する女性たちの活動—すなわち平和運動や反核運動など—は研究対象としてきたが、軍隊内部の女性に焦点をあてることには消極的だった。それは研究者自身が「女性的なもの」と「軍事」の組み合わせに不快感を抱いているからだという。こうした傾向が、結果的に軍事史と女性史の双方において、軍隊の女性を「見えない存在」として排除する分析枠組みを構築することにつながった。¹

1980年代に入ると、軍隊の女性にもようやく関心が向けられるようになった。これは1973年に行われた兵役制度の大転換と無関係ではないだろう。この年、アメリカは戦後長らく続けてきた徴兵制を廃止し、志願兵制へと移行した。これにより、軍隊に志願する女性の数が急激に増えていった。そして、女性軍人の地位や役割、処遇をめぐるさまざまな問題が噴出したのである。そういった状況に呼応するように、研究の世界でも大きな動きがあった。1983年、女性の軍隊経験の分析に焦点をあてた学術雑誌が初めて誕生した。*MINERVA: Quarterly Report on Women and the Military*という雑誌で、女性軍事史研究の草分けであるリンダ・

グラント・デュボアによって創刊された。これは画期的なことだった。さらに、女性の軍隊への包摂過程を叙述する研究書も相次いで刊行され、女性の軍隊での経験が徐々に明らかになっていった。²

アメリカの女性軍事史研究はその後も数多くの研究が発表され続けている。研究の動向としては、第二次世界大戦とベトナム戦争以降を扱った研究が多い。前者については、第二次世界大戦中に軍隊に参加した女性の数が飛躍的に増えたことが背景にある。研究の内訳としては、陸軍・海軍の看護部隊や各軍に創設された(比看護系の)女性部隊の活動をそれぞれ叙述し分析するものが多く、実際にそれらの部隊に所属していた者が回想録を出版するケースも見られる。また、ベトナム戦争以降を対象とする研究が多い理由としては、先述のように兵制の大転換が挙げられよう。さらに、1980年代以降、女性の「戦闘排除」をめぐるさまざまな議論が起こったため、研究者もこのテーマを取り上げるようになった。湾岸戦争やアフガニスタン・イラク戦争では大勢の女性兵士が参加し、アメリカ社会のなかで女性軍人が認知され始めたことも大きい。ただし、湾岸戦争以降は史料制約もあり、経験者の回想録や雑誌等による現状分析に留まっている。

いっぽう、第二次世界大戦終結から志願兵制移行までの約20年間については研究が進んでいるとは言えない。その理由として、この時期の女性軍人数が平均して全軍の1.5パーセントと極めて少なかったことなどが考えられよう。しかし、特に冷戦初期は女性軍事史においては重要な時期であった。1948年、アメリカ政府は米軍に女性を常設配置することを決めたが、それはその後の女性軍人政策の基礎となるものだった。そして、1951年には軍隊の女性を支援するための諮問機関を国防総省に設けた。「女性軍人に関する国防諮問委員会 (Defense Advisory Committee on Women in the Services, DACOWITS)」という組織である。DACOWITSは現在に至るまで女性軍人の声を代弁する組織として活動を続けている。冷戦初期のアメリカの女性軍人政策を検証しようとする際、DACOWITSの活動を切り口とするのはひとつの有効な手段と考えられる。そこで本稿ではその前段階として、DACOWITS創設の背景となる1940年代後半から1950年代前半までの米軍のマンパワー政策について、その前史も踏まえながら検討する。最後にDACOWITS創設の経緯と初期の活動について簡単に述べる。

第1章 DACOWITSの概要

DACOWITSは国防総省の諮問機関で、創設時から一貫して、女性の効果的な入隊勧誘、女性軍人の役割拡大や地位向上および福利厚生の実を目的として活動しており、国防総省の中で存在感を示している。DACOWITSは連邦諮問委員会法 (Federal Advisory Committee Act) のもと2年ごとに連邦議会により承認され、その活動や審議内容、年1度の国防長官への勧告内容は一般に公開されてい

る。構成メンバーは国防長官が任命した男女20名以下の民間人で、米国内外の軍事施設への訪問や、あらゆる階級の男女の軍人への聴き取り調査などにに基づき、女性軍人を支援するための提言を国防総省に対し行っている。委員会には各軍の代表がオブザーバーとして加わり、必要なデータや情報を提供し委員会の活動を支援している。委員会は、2003年から年次報告書を国防長官に提出しているが、創設以来継続して国防長官への勧告を行ってきた。委員会の勧告には、女性への職務の開放、昇格制限の緩和、士官学校や予備役将校訓練部隊の門戸開放から、軍隊内の住環境の改善や保育施設の設置に到るまで、女性軍人に関わるあらゆる支援が含まれている。これらの勧告に通底するのは、女性が男性の平等なパートナーとして軍務に服することが国防にとって必須であり、その実現のために女性は（性別ではなく）個人の能力によって評価され、敬意を持って扱われるべきだという信念である。そのため、委員会は女性軍人の声を軍上層部や議会に届ける使命を担ってきた。³

このように、創設以来一貫して女性軍人の声を代弁してきたDACOWITSの評価はさまざまだ。1970年代から80年代にかけて保守派の論客としてならしたフィリス・シュラフリーは、DACOWITSは軍隊内の男女平等を強引に押し進める急進的なフェミニストであると非難した。⁴ いっぽう、国際政治学者のシンシア・エンローは、DACOWITSが国防長官府直属の諮問委員会であるという高い政治的ステータスゆえ、国防総省の上級官僚や連邦議会の軍事委員会などのコネクションを活かし、米軍が抱える女性問題を広く一般に知らしめるなど、一定の影響力を行使してきた、と論じる。⁵ また、社会学者のカッチェンスタインは、「軍隊内のフェミニスト」DACOWITSの手法には問題点もあると指摘する。彼女によれば、DACOWITSは軍隊のジェンダー不平等にのみ関心を持っており、社会全般のジェンダー不平等への問題関心は持ち合わせていなかった。また、人種や性的指向性による軍隊内の差別にも沈黙している、と批判している。⁶

第2章 DACOWITS創設の背景

第1節 アメリカ兵役制度の変遷と冷戦初期の米軍のマンパワー政策

本章では、アメリカの兵役制度を簡単に振り返り、DACOWITSが創設された冷戦初期の米軍のマンパワー政策について検討するが、その前に、戦後まもなく行われたアメリカの安全保障機構の再編成について触れておきたい。1947年の国家安全保障法により、陸・海・空の三軍で構成される国家軍事機構（National Military Establishment）が創設され、その長として国防長官職が設けられた。陸軍省と海軍省は行政省庁として残り、新たに空軍省が創設され、三軍の各長官には文官が就いた。こうして、戦争末期から望まれていた軍統合は実現されたが、

国家軍事機構の性格があいまいだったことや、国防長官の権限が十分でないなど、多くの問題が浮上した。それらを解決するため、1949年に同法が改正された。この改正により、国家軍事機構は国防総省 (The Department of Defense) と改称され、行政省庁の1つとなった。また、陸・海・空の各省は行政省庁から軍省庁に格下げされて国防総省内の一部門となった。こうして国防長官は直接三軍を監督できるようになり、予算の編成権も委ねられた。朝鮮戦争を通して国防総省の機能や権限はますます強化・拡充され、国防費も飛躍的に上昇していくこととなる。⁷

以上のように、冷戦初期の米軍のマンパワー政策は、安全保障機構再編成に伴う混乱の中で進められたことを念頭においておきたい。アメリカは1973年の志願兵制移行まで、戦後の短い時期を除いて徴兵制を敷いていたが、これはアメリカの歴史においては例外にあたる。ここで、第二次世界大戦までのアメリカの兵役制度を簡単に振り返る。伝統的に個人の自由やボランタリズムを重んじるアメリカにおいては、徴兵制に対する抵抗が根強かった。独立戦争以降、平時は志願兵から成る小規模の正規軍を各州の民兵が支え、戦時においても志願兵に依拠する状態が常態化した。南北戦争において連邦政府が初めて徴兵制度導入に踏み切ったとき、その内容が限定的で平等性を欠いていたこともあり、激しい論争が起こり、暴動さえも引き起こした。それゆえ、北部が勝利すると徴兵制度は早々に廃止された。その後50年間にわたり、世界の強国が徴兵制を採用し大規模な正規軍と訓練を受けた予備役を保持していったのとは対照的に、アメリカはイギリスと並んで志願兵制を続けた。第一次世界大戦の直前でさえ、ヨーロッパに倣った平時の大規模な軍事訓練の導入は支持を得ることができなかった。1917年に可決された選抜徴兵法は南北戦争の失敗を繰り返さぬよう注意深く運用された。連邦政府による強制と不平等性を最小限に留め、軍国主義と中央政府の権力濫用を減ずるよう遂行された徴兵制は、南北戦争の時よりもはるかに多くの兵士を徴兵しながらも、反対勢力を抑えることに成功し、1916年には約20万だったアメリカの正規の陸軍兵力は、終戦時には400万にまで拡大した。しかし、終戦とともに徴兵法は失効し、軍が計画していた平時の一般軍事教練 (universal military training) も破棄された。⁸

1940年9月、ヨーロッパの大半がナチス・ドイツの支配下におかれ、イギリス侵攻も時間の問題とされていたとき、アメリカ議会は徴兵法を通過させた。アメリカは参戦前だったので、この法律は平時としてはアメリカ史上初めての徴兵法となった。その後しばらくは、兵士の服務期間延長をめぐる大統領と議会のあいだで論争が続くなど徴兵制度は制度的な不安定さを引きずっていたが、1941年12月の日本軍による真珠湾攻撃により、大規模な軍事動員を推進する原動力となった。この法律のもと戦争初期には一カ月に50万のペースで兵士が軍に送られ、終戦までに1000万の兵士が徴兵された。⁹

第二次世界大戦終結から朝鮮戦争が勃発するまでの5年間、アメリカは徴兵制をめぐって揺れていた。戦争終結に急速な復員がつづき、並行して軍事予算も大幅に削減された。米ソ超大国が対峙する新しい時代において、共産主義の封じ込めを可能にするのは核とミサイルであり、通常兵力の増強は不必要と考えられていた。また、兵士の急速な復員を望む世論に押され、議会は米軍の海外への軍事介入に消極的であった。いっぽう、1940年の選抜徴兵法は1945年5月に失効するよう定められていたが、戦闘終結の遅れや戦後処理に手間取ったこと、また一般軍事教練に対する議会の承認を得られなかったことから二度に渡って更新され、1947年3月に失効した。しかし、この年の終わりまで月間の志願兵数は目標値に遠く及ばない状態が続き、事態を憂慮した軍は限定的な徴兵制度の復活を試みたものの、議会の強い反対で実現の見込みはなかった。そのような状況のもと、兵力は激減し続け、1945年には1200万以上だった兵力が1948年にはおよそ150万にまで落ち込んだ。そして、1948年前半に相次いで発生した国際的事件により徴兵制が復活する。2月に起こったチェコスロヴァキアでの共産党政権の樹立と6月の第一次ベルリン危機により、トルーマン政権は議会に兵力増強を強く働きかけ、同月、新たな選抜徴兵法が制定された。それでも兵力は縮小し続け、1950年6月に北朝鮮人民軍が北緯38度線を突破して韓国領内に侵攻したとき、米陸軍は59万1千人にまで削減されていた。そして、2年間の時限立法であった1948年の選抜徴兵法は、北朝鮮の侵攻とそれに続くトルーマンの韓国への軍事支援表明により、1年間延長された。¹⁰

朝鮮戦争の勃発は、第二次世界大戦後のアメリカの外交政策と軍事計画を180度転換することとなった。アメリカは宣戦布告なしの軍事行動を開始し、国防総省は300万人の兵力が必要になると発表した。これは、現存の兵力を倍増することを意味した。いっぽう、日本占領連合軍最高司令官マッカーサーは、日本駐留の米軍で北朝鮮軍を撃退できると考えていたが、安逸な駐留生活を送っていた占領軍の戦闘準備は整っておらず、装備全体も旧式だったため緒戦で惨敗を期した。マッカーサーは直ちにアメリカ政府に兵力増強を要請し、1950年7月9日までに議会は予備役の召集を承認した。国防総省は、9月と10月にそれぞれ5万人を徴兵し、11月には7万、12月には4万を徴兵した。翌年の1月と2月はそれぞれ8万を徴兵した。その後も徴兵数は高水準で推移し、結果的に、朝鮮戦争のあいだ必要以上の徴兵が行われた。その理由として、中国の参戦に対するマッカーサーの過剰な対応によって創出された危機的ムードや、戦争勃発時に動員された予備役や古参兵の早過ぎた動員解除などが考えられるが、軍事史家ジョージ・フリンによれば、主因は国防総省のずさんな軍事動員計画にあるという。いずれにしても、朝鮮戦争を経てアメリカの徴兵制度は確立されたと言える。¹¹

第2節 軍隊の人種統合

この時期、米軍では兵制上のもうひとつの重要な政策的変化が起こっていた。それは軍隊の人種統合である。独立戦争以来、黒人はアメリカが係わるすべての戦争に参加してきたが、部隊は人種別に編成され、大部分の黒人は戦闘から排除され補助的な仕事しか与えられなかった。第二次世界大戦では延べ100万を越す黒人が参加したが、その状況は変わらなかった。戦中より、黒人の市民権活動家やリベラルな白人団体が軍の人種差別を是正するよう政府に圧力をかけた。しかし、陸軍委員会は1945年の報告書で黒人兵の機会拡大を支持しながらも、小隊や中隊のような小規模部隊では人種別編成を継続すべきであり、軍隊内の黒人兵の割合を定めたクォータ制度も続けるべきだとした。また、黒人は非戦闘職に配置されるべきだとする従来の政策を支持した。¹²

この状況が大きく変わったのは1948年である。同年初春、二人の高名な黒人運動のリーダーがトルーマン大統領のもとを訪れ、大統領が軍隊内の人種隔離を撤廃しなければ、市民的不服従 (civil disobedience) の実力行使に訴えると迫った。また、この年は大統領選挙の年であり、アメリカ社会に蔓延する深刻な人種差別を憂慮する世論の高まりを受け、民主・共和両党とも反人種差別を綱領に掲げた。そして、7月26日、トルーマンは大統領命令第9981号を発令し、すべてのアメリカ軍人に平等な機会と処遇を保証すると宣言した。同時に、この政策が遂行されるようチャールズ・H・フェイを委員長とする「軍隊の処遇と機会の平等に関する大統領委員会」(通称フェイ委員会)を創設した。この行政命令は、大統領選を控え黒人票を意識したともとれるが、トルーマンはすでに1948年1月には行政命令により軍隊内の人種隔離を撤廃する意志を固めていたとされ、7月の民主党全国大会で軍隊内の人種隔離撤廃が党の綱領に加えられたのを機に、絶好のタイミングを見計らって公布したのであろう。¹³

しかしながら、この大統領命令をもってしても軍隊内の人種隔離は解消されなかった。フェイ委員会が実施した1949年の調査によると、各軍種で人種統合の程度にばらつきが見られた。海軍では1946年から人種統合が進み、海兵隊は人種別の部隊編成を継続しながらも基礎訓練は人種統合していた。いっぽう、戦後陸軍から独立した空軍は人種別クォータ制を廃止し、人種ではなく個人の能力によって人員配置を行っていた。陸軍のみが人種別編成を継続していた。陸軍は、部隊の結束力などの観点から人種別編成を勧める従来の陸軍委員会の結論に従っていたが、フェイ委員会の勧告を受け入れ、渋々ながら成果主義を取り入れ部隊の人種統合を進めた。¹⁴

米軍の人種統合を決定的にしたのは朝鮮戦争だった。戦争の勃発を受けて1年間延長された選抜徴兵法では、徴兵における人種差別が禁止された。また、選抜

徴兵局も徴兵に際して人種に関わる項目を書類からすべて削除した。さらに、戦場での兵員不足は部隊の人種統合に対する抵抗を徐々に弱め、1950年末までに陸軍も基礎訓練の人種統合を開始した。¹⁵ さらに、前線における兵員不足から、人種別部隊に人種を問わず交代要員が送られることが常態化した。そして、混成部隊が有用であることが証明されると、マッカーサーに代って連合国軍最高司令官となったマシュー・リッジウェイは、1951年5月14日、極東軍における人種隔離の撤廃許可を求めた。そのすぐあと、人員不足の部隊に人種ではなく職種 (occupational specialty) に基づいて交代要員を送ることが決められた。これによって人種統合は加速し、1954年10月30日、国防長官は米軍のすべての黒人部隊が廃止されたと宣言した。¹⁶

第3節 1940年代後半の女性軍人政策

以上のように、冷戦初期の米軍は組織の再編成や国際状況の悪化による徴兵制延長、人種統合など、多くの根本的な課題を抱えていた。それらの状況のなかで、女性の米軍への常設配置が検討され実現したことをまず強調しておきたい。本節では、アメリカで女性がいかにして軍に包摂されてきたか簡単に振り返ったうえで、1940年代後半から1950年代初頭までの米軍の女性軍人政策を検討する。独立戦争の頃より、アメリカの女性は非公式な形で軍隊に参加してきた。最初は「キャンプフォロワー」として軍とともに移動し、炊事や洗濯を行っていた。なかには男装して戦闘に参加する女性も現れたが、それは個人のレベルに留まり、看護以外の分野で女性の軍隊参加が組織だてで行われることはなかった。女性が公式に米軍に参加したのは20世紀初頭のことで、1901年の陸軍看護部隊 (Army Nurse Corps) と1908年の海軍看護部隊 (Navy Nurse Corps) の創設がその嚆矢である。しかしながら、身分や待遇の面で男性とのあいだに著しい格差が存在していた。第一次世界大戦では、事務職の人員不足に直面した海軍省が約1万3千の女性を募り、志願した女性たちは海軍と海兵隊で電話交換手や書記、速記者やタイピストとして働いた。彼女たちの身分は軍人ではなく軍属で、戦争が終わると大多数は除隊させられた。¹⁷

第二次世界大戦では、かつてない規模で女性が軍隊に参加した。マサチューセッツ州選出の女性連邦下院議員ロジャース (Edith Nourse Rogers) らの活動により、1942年5月に陸軍女性予備部隊 (Women's Auxiliary Army Corps, WAAC) が創設された。それに続き、海軍は海軍女性部隊 (Women Accepted for Volunteer Emergency Service, WAVES) を、海兵隊は海兵隊女性予備隊 (Marine Corps Women's Reserve, MCWR) を、沿岸警備隊は沿岸警備隊女性予備隊 (Semper Paratus - Always Ready, SPARS) をそれぞれ創設した。第二次世界大戦を通して、総計約35万の女性がこれらの女性部隊で働いた。ほとんどは伝統的な女性の

仕事—医療関係、事務、通信など—に就いたが、直接戦闘を除くほとんど全ての職種に女性が進出した。彼女たちは航空機の整備工や溶接工、落下傘整備員や射撃訓練の教官として働き、なかには戦闘機を含む軍用機を空輸する女性もいた。¹⁸

戦争が終結した時、米軍には約280,000の女性がいた。大多数はすぐに除隊させられたが、戦後の膨大な復員処理に伴う事務作業の必要性から、軍は女性に頼らざるを得なくなり、WACなどは女性の除隊を延期し始めた。さらに、軍首脳部は平時においても米軍の管理部門に女性を常設配置することを思案し始めた。その理由としては、戦時中の女性の働きが評価されたことや、1947年3月末の徴兵制失効後、兵力保持に十分な志願兵を確保できない見通しなどがあった。1945年11月に陸軍参謀長に就任したドワイト・アイゼンハワーは、前任者のジョージ・マーシャルと同様、戦時中の軍における女性の働きを高く評価していた。同時に、二人とも、後方支援部門に女性を配置することにより、より多くの男性を戦闘部門に配置できると考えていた。こうして、戦争省内で陸軍の正規軍と予備役に女性を配置する法案の作成が始まった。¹⁹

しかしながら、陸軍に女性を常設配置する案は戦争省を二分し、法案作成に手間取った。また、世論、議会、軍の反対も強く、アイゼンハワーはこの計画を公表する機会を延ばさざるを得なかった。そのあいだもWACの除隊は進み、1946年末の段階で、志願兵8461名と士官1194名を残すのみとなった。これら約1万の女性軍人は、戦後も軍に残ることを希望し、自分たちの処遇の行方を注視していた。他方、海軍省も海軍の正規軍と予備役に女性を常設配置しようとしたが、1946年に提出された法案は成立しなかった。海兵隊は女性の常設配置に反対していたが、他の軍種に歩調を合わせるようになった。これらの動きとは対照的に、看護部隊の常設配置は抵抗なく議会に受け入れられた。1947年の「陸海軍看護婦法 (Army-Navy Nurse Act of 1947)」により、陸軍看護部隊と海軍看護部隊が正規軍に常設され、新たに女性医療専門部隊 (Women's Medical Specialist Corps) が陸軍に創設された。この法律により、陸海軍の看護婦には男性士官と同様の階級と待遇が保証された。²⁰

1948年6月、議会での長く白熱した議論を経て、ついに「女性軍隊統合法 (Women's Armed Services Integration Act of 1948)」が成立した。この法律により、陸軍、海軍、海兵隊、そして1947年に新設された空軍の正規軍と予備役に女性を常設配置することが定められた。以上の点において、この法律はアメリカにおける軍隊への女性の包摂過程において大きな分岐点となったと言える。そのいっぽう、法律の内容は女性の軍務を著しく制限していた。例えば、軍の女性比率は上限2パーセントと定められ、女性士官の数は女性兵の10パーセントを超えてはならなかった。さらに、新兵補充の基準が男女で異なっていた。女性が志願できるのは19歳以上で、なおかつ21歳未満であれば親か後見人の承諾書が必要

だった。男性の場合、17歳で志願でき、18歳以上は承諾書が要らなかった。また、階級においても著しい男女格差があった。女性の場合、昇任できるのは中佐までで、各軍種の女性部隊の長官のみがその在任中に限って大佐となることができた。その他にも、女性が就くことのできる職種や扶養手当の支給など、多岐に渡って制限が設けられていた。こうしたことから、この法律はその後長きにわたって軍内の性差別を固定化することとなった。²¹

女性軍隊統合法の成立からわずか12日後に徴兵制が復活した。そのため、兵力不足に対する軍の不安は和らぎ、女性の入隊勧誘も喫緊の課題ではなくなった。全軍合わせて女性の月間入隊目標を650名と定め、形だけの勧誘が行なわれた。そのため、朝鮮戦争が始まったとき、現役の女性軍人は約22,000名しかおらず、その1/3は保健衛生関係の任務に就いていた。非看護系の女性軍人は約15,000名で、全軍の1パーセントにも満たなかった。これを受け、各軍は女性の入隊勧誘に力を入れ、初めこそ志願者の上昇がみられたが、その後鈍化した。1951年6月までに女性軍人の数は約28,000名にまで増えたが、これは全軍の1パーセントをやっと超えた程度だった。このような状況のなか、11月にDACOWITSが創設された。²²

第4章 DACOWITSの創設と初期の活動

本章では、DACOWITS創設の経緯と初期の活動について概略を述べるに留める。女性軍人支援のための民間の諮問機関を設置するという案が浮上したのは、1948年10月に開催された「陸軍女性部隊に関する全米民間諮問委員会（National Civilian Advisory Committee on the WAC）」の最後の委員会の席上である。このWACの諮問委員会は1944年に設立され、WACに関する諸問題を戦争省長官へ報告することに加え、WACの活動の宣伝や入隊勧誘を主な目的としていた。委員会の働きによりWACの評判やWACに志願する女性の数と質が向上し、委員会はWACにとって必要不可欠の存在となっていた。10月の最終委員会で議長のマアリー・ビルズベリー・ロードは、陸・海・空の各軍が民間のさまざまな分野で活躍する女性リーダーをそれぞれ6名任命し、女性軍人に関する諸問題について各軍の長官と国防長官に助言してもらおう、という案を提示した。この提案は、もちろん6月に成立したばかりの女性軍隊統合法を踏まえてのことであつたらう。新法のもと正規の軍人として任務につく女性にとり、WACの諮問委員会と同様の支援組織が必要であるとロードが考えたとしても不思議ではない。陸軍長官のブラッドレー将軍はこの案に賛成だったが、すぐには実行に移されなかった。²³

ロードの提案が実現に向けて動き出したのは1949年4月である。この頃、国防総省はエール大学の社会学の博士号を持つエスター・ストロングという女性を雇い、国防総省の人事政策委員会の女性問題代表に任命した。ストロングはロード

の提案に賛同し、実現に向けた計画の実質的な責任者となった。その約1年後の1950年6月、民間の女性リーダーたちが国防長官ルイス・ジョンソンの招きで国防総省に集まり、女性軍人のための諮問委員会を設立する可能性について審議した。それからさらに1年以上が経ち、1951年8月に国防長官マーシャルが前回の会議に出席した女性の大多数を再び招いた。マーシャルは彼女たちに、女性の入隊促進や女性軍人の有効活用を話し合う新しい委員会のメンバーとなるよう要請した。任期は1年だった。出席した女性の大多数が承諾し、こうしてDACOWITS創設の運びとなった。²⁴

DACOWITSのメンバーの活動分野は、教育、ビジネス、医療、ジャーナリズム、政治、芸術、社会奉仕など多岐にわたる。民間の女性に加えて、各軍の女性部隊の前長官も委員会のメンバーに含まれていた。DACOWITSの委員長には、国防次官補アナ・ローゼンバーグが就任した。ローゼンバーグは、マンパワー、人事ならびに予備役担当の国防次官補で、国防総省の高官の地位に就いた初めての女性である。DACOWITSは、国防長官に対し女性軍人に関するさまざまな政策提言をするという役割を担っていた。具体的には、女性の入隊促進、女性軍人保持率の向上と効果的な活用、住居・教育・娯楽などの改善と多岐に渡った。委員会は5つのワーキンググループに分かれ作業を行い、最初の年に15の勧告を国防長官に行った。また、軍事施設の視察も始まった。発足当初の最優先課題だった女性の入隊促進は、全国規模で入隊勧誘キャンペーンを展開したにもかかわらず期待した成果を上げられなかった。しかし、DACOWITSはその後も女性軍人のための支援機関として活動を続けていくことになる。²⁵

おわりに

以上見てきたように、戦後の女性軍人政策は国家安全保障機構の再編成や朝鮮戦争とそれによる徴兵制度の継続、軍隊の人種統合など、さまざまな重要課題が山積する中で進められた。これらの緊急かつ根本的な課題に比べれば、女性軍人政策の優先順位が低かったのは否めない。女性軍隊統合法の成立からDACOWITS創設まで3年以上を要したのが、その現れであろう。それでも、軍隊に女性を常設配置するという政策決定は、アメリカの軍隊と女性の関係における分水嶺となった。これは、戦後アメリカが世界で占める地位が劇的に変わったことと不可分ではない。西側の盟主として世界中に基地を展開する米軍にとり、性別を問わず兵員を確保することが至上命題となったのである。²⁶

他方、1950年代のアメリカ社会をかえりみれば、それは保守的で明確なジェンダー規範が存在していた社会であった。女性は女性らしさを求められ、妻として母として人生を全うするものだとされた。そして、社会の主流派である白人中流家庭のように、郊外に戸建ての家を立て、車を所有し、主婦は最新家電に囲ま

れ、夫と子どもたちから愛される生活を送るというのが理想とされた。軍隊での女性の常設配置は、そのような社会全般の風潮とはおよそかけ離れていたと言える。国際状況の要請とは言え、もっとも「男性的」な組織である軍隊が率先してジェンダー役割の定義を変質させていったのは大変興味深い。女性軍隊統合法の成立過程やDACOWITSの創設過程についても、より詳細な検討が必要であろう。また、本稿はDACOWITS創設の背景として国防総省や米軍のみを検討対象としたが、より広くこの時代のアメリカのジェンダー関係も見えていく必要があるだろう。²⁷

注

- 1 Leisa D. Meyer, *Creating GI Jane: Sexuality and Power in the Women's Army Corps during World War II* (New York: Columbia University Press, 1996), 3-4.
- 2 Ibid., 4-5, 191. 代表的な研究として以下のものを挙げる: Jeanne Holm, *Women in the Military: An Unfinished Revolution* (Novato, Calif.: Presidio Press, 1982, 1993); Judith Hicks Stiehm, *Arms and the Enlisted Woman* (Philadelphia: Temple University Press, 1989); Mattie E. Treadwell, *United States Army in World War II, Special Studies The Women's Army Corps* (Washington, D.C.: U.S. Army Center of Military History, 1954). MINERVA: *Quarterly Report on Women and the Military* は2007年に *Minerva Journal of Women and War* と誌名を変えた。現在は、従来の軍事女性史研究に加え、軍隊と女性に関する現代の諸問題を学際的なアプローチで分析する論文も掲載している。 <http://www.minervacenter.com/assets/docs/MinervaJournal.pdf> (2016年3月31日閲覧)。
- 3 Judith Youngman, "Defense Advisory Committee on Women in the Services (DACOWITS)," in *Gender Camouflage: Women and the U.S. Military*, ed. Francine D'Amico and Laurie Weinstein (New York: New York University Press, 1999), 170, 172-75; <http://dacowits.defense.gov/ReportsMeetings.aspx> (2016年3月18日閲覧)。
- 4 Mary Fainsod Katzenstein, "Feminism within American Institutions: Unobtrusive Mobilization in the 1980s," *Signs*, vol. 16, no. 1 (Autumn 1990), 48. また、以下も参照のこと: Brian Mitchell, *Weak Link: The Feminization of the American Military* (Washington, D.C.: Regnery Gateway, 1989), 126-137.
- 5 Cynthia Enloe, *The Morning After: Sexual Politics at the End of the Cold War* (Berkeley: University of California Press, 1993), 211-12. [シンシア・エンロー著、池田悦子訳『戦争の翌朝—ポスト冷戦時代をジェンダーで読む』(緑風出版、1999年)、224-25頁]; Cynthia Enloe, *Does Khaki Become You?: The Militarization of Women's Lives* (London: Pandora Press, 1988), xviii-xix.
- 6 Katzenstein, 37, 51.
- 7 John Whiteclay Chambers II ed., *The Oxford Companion to American Military History* (Oxford: Oxford University Press, 1999), 204-5; 花井等、木村卓司著『アメリカの国家安全保障政策—決定プロセスの政治学』(原書房、1993年)、197-203頁。
- 8 Aaron L. Friedberg, *In the Shadow of the Garrison State: America's Anti-Statism and Its Cold War Grand Strategy* (Princeton: Princeton University Press, 2000), 149-151; John Whiteclay Chambers II, *To Raise an Army: The Draft Comes to Modern America* (New York: The Free Press, 1987), 68-69; 有賀貞、大下尚一ほか編『世界歴史大系 アメリカ史2—1877年～1992年』(山川出版社、2000年)、175頁。

- 9 Friedberg, 151-52; George Q. Flynn, *The Draft, 1940-1973* (Lawrence: University Press of Kansas, 1993), 50-53.
- 10 Flynn, 110-11; デイヴィッド・ハルバースタム著、金子宣子訳『ザ・フィフティーズ 第1部—1950年代アメリカの光と影』（新潮社、2002年）、128頁; Friedberg, 173-77.
- 11 ハルバースタム, 132-42頁; Melinda L. Pash, *In the Shadow of the Greatest Generation: The Americans Who Fought the Korean War* (New York: New York University Press, 2012), 19; Holm, 149; Flynn, 112-16.
- 12 Charles C. Moskos and John Sibley Butler, *All That We Can Be: Black Leadership and Racial Integration the Army Way* (New York: Basic Books, 1996), 27-29; Segal, 103-8.
- 13 Moskos and Sibley, 29-30; Segal, 108-9; <http://www.trumanlibrary.org/anniversaries/desegblurb.htm> (2016年3月21日閲覧)。
- 14 Segal, 109.
- 15 Flynn, 129; Pash, 82. 陸軍は戦争中も人種別の部隊を維持し、すでに人種統合されていた部隊を再度人種別に編成することさえあった。
- 16 Ibid., 173-74.
- 17 Holm, 4-9; Martin Binkin and Shirley J. Bach, *Women and the Military* (Washington, D.C.: The Brookings Institution, 1977), 5.
- 18 Ibid., 7; Ellen Carol DuBois and Lynn Dumenil, *Through Women's Eyes: An American History, with Documents* (Boston: Bedford/St. Martin's, 2005), 508-10. [エレン・キャロル・デュボイス、リン・デュメニル著、石井紀子他訳『女性の目からみたアメリカ史』（明石書店、2009年）、548-52頁。] WAACは1943年9月にWACへ格上げされた。
- 19 Holm, 100, 105; Binkin and Bach, 10; Bettie J. Morden, *The Women's Army Corps, 1945-1978* (Washington D.C.: Center of Military History United States Army, 2000), 47, 49. マーシャルは、第二次世界大戦に米国が参戦すれば兵力不足が必至とみて、参戦前にすでに女性の補助部隊創設を計画していた。この計画は実現しなかったが、のちにロジャースが女性に正規の軍人の資格を与える法案を準備していることを知ると、マーシャルは女性補助部隊の案を法案に入れるようロジャースに頼み、ロジャースはそれを実行した。そして、これがWAAC創設の基になった。Segal, 116-17. いっぽう、戦時中各軍の女性部隊の長官を務めた女性軍人たちは、平時も軍隊に女性を配置することに消極的だった。Holm, 103-4.
- 20 Treadwell, 742-43; Holm, 107-8; Morden, 55.
- 21 Treadwell, 746-49; Binkin and Bach, 11; Holm, 119-27.
- 22 Holm, 129, 149-50; Morden, 92; Youngman, 169.
- 23 Morden, 90-91; Treadwell, 484.
- 24 Morden, 91-92. 多くの研究がDACOWITS創設はマーシャルによるものと記述している。また、DACOWITSのホームページにもそのように記載されている。しかし、ここで述べたようにDACOWITSの創設案は1948年にまで遡り、実際に創設されるまで紆余曲折があった。マーシャルがどの段階から関わったのか明らかでない。DACOWITS創設過程の詳細な検討については別稿に譲る。
- 25 Judith Lawrence Bellafaire, "Public Service Role Models: The First Women of the Defense Advisory Committee on Women in the Services," *Armed Forces & Society*, vol. 32, no. 3 (April 2006): pp. 424-36. ローゼンバーグの経歴については、以下を参照のこと: Anna Kasten Nelson, "Anna M. Rosenberg, an 'Honorary Man,'" *The Journal of Military History*, vol. 68, no. 1 (January 2004): pp. 133-161.
- 26 いっぽうで、同性愛者など性的マイノリティの入隊は禁じられていた。

27 もちろん、近代国民国家における「市民権」と兵役の関係が遠景にあるのは言うまでもない。